

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月2日

佐賀県人事委員会委員長 江崎 匡 慶

佐賀県人事委員会規則第17号

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>様式（第3条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="230 630 1093 671"><tr><td>略</td></tr></table> <p>注1・2 略</p> <p>3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「<u>シニア海外ボランティア</u>」、「国連ボランティア」等を記入すること。</p> <p>4～6 略</p>	略	<p>様式（第3条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1155 630 2018 671"><tr><td>略</td></tr></table> <p>注1・2 略</p> <p>3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「<u>シニア海外協力隊</u>」、「国連ボランティア」等を記入すること。</p> <p>4～6 略</p>	略
略			
略			

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。